

海 外 出 張 報 告 書

出張目的： IASB 会議（2015 年 10 月）傍聴
日 時： 2015 年 10 月 20 日（火）～10 月 22 日（木）
場 所： ロンドン IASB 本部
出 張 者： 企業会計基準委員会 専門研究員 三宮 朋広

IASB 会議（2015 年 10 月）傍聴報告

日時：2015 年 10 月 20 日（火）～10 月 22 日（木）

スケジュール： 付録を参照

場所：ロンドン IASB 本部

IASB は、2015 年 10 月 20 日から 22 日に英国ロンドンの IASB の事務所で公開の会議を開催した。

議論のトピックは以下のとおりであった。

- リース
- 排出物価格設定メカニズム
- 減損移行グループに関するアップデート
- 資本の特徴を有する金融商品
- 開示に関する取組み
- 保険契約
- IFRS 第 9 号と新しい保険契約基準の発効日の相違
- IFRS の適用上の論点
- のれん及び減損
- 事業の定義

【10 月 20 日（火）】

リース（アジェンダ・ペーパー3）

IASB は、新しいリース基準に関する審議を終了させるために 2015 年 10 月 20 日に会合した。IASB は、具体的には次の事項を議論した。

- a. ドラフティング・プロセスの一部として生じた整理論点
- b. 新しい「リース」基準の発効日

アジェンダ・ペーパー3A：整理論点

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- a. 借手（及びファイナンス・リースを保有する貸手）は、原資産の使用を延長するリース条件変更を、既存のリースの継続として会計処理すべきである。こうしたリース条件変更は、別個の新しいリースとして会計処理すべきではない。
- b. 変動金利のリースについては、リース料の算定に用いられる金利の変動に基づきリース料が見直される場合は常に、借手は割引率を見直すべきである。
- c. 借手は、リースに関連する原状回復義務を IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従って会計処理すべきである。借手は、発生するコストの当初の見積りを使用権資産の測定に含め、IFRIC 第 1 号「廃棄、原状回復及びそれらに類似する既存の負債の変動」に従って義務の変動を使用権資産の帳簿価額の修正として会計処理すべきである。
- d. IFRS 第 3 号「企業結合」は、短期リース及び少額資産のリースで被取得企業が借手であるものについては、資産又は負債の認識を取得企業に要求すべきではない。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

アジェンダ・ペーパー3C：IFRS 第 5 号の範囲に含まれるリースに関する開示要求——整理論点

IASB は、IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」の範囲に含まれるリースに関して、当該基準で要求される開示を超えた開示は要求しないことを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

アジェンダ・ペーパー3B：発効日

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- a. 2019 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に新しい「リース」基準を適用することを企業に要求する。
- b. 新しい「リース」基準の早期適用日又はそれ以前に企業が IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」も適用する場合には、企業に対して新しい「リース」基準を早期適用することを認める。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

今後のステップ

今回の会議で新しい「リース」基準に関する審議は完了した。スタッフは、新しい基準の書面投票を進める。

排出物価格設定メカニズム（アジェンダ・ペーパー6）

IASB は、このリサーチ・プロジェクトについて計画中のディスカッション・ペーパーに

含める予定の論点を議論するため 10 月 20 日に教育セッションを開催した。

IASB は、以下のものを含め、特に関心のあるいくつかの論点を強調した。

- a. 財務諸表利用者の情報ニーズ
- b. このスキームで創出される権利及び義務、並びにこれらを考え得る会計モデルにどのように反映できるのか
- c. 他の文脈において、これらのスキームで創出される権利と同様の権利を含む無形資産が存在するかどうか
- d. 負債の認識の論点と、公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」で提案されている負債の定義との相互関係

IASB は、何も意思決定は求められなかった。

今後のステップ

IASB は、今後の会議で議論を継続する。

【10 月 21 日（水）】

減損に関する移行グループについてのアップデート（アジェンダ・ペーパー20）

IASB は、金融商品の減損に関する移行リソース・グループ（ITG）のこれまでの活動を要約したペーパーを検討した。また、リボルビング型信用枠の未使用部分に関する予想信用損失の測定に関して 9 月の ITG 会議で提起された論点についても検討した。

一部の ITG メンバーは、多くの銀行は、契約上合意された融資限度を超える資金引出しを顧客が行えるようにしていると指摘した。IFRS 第 9 号「金融商品」では、将来の資金引出しの見積りを契約上の融資限度に制限しているため、これにより、会計処理と信用リスク管理に関する経営者の視点との間での潜在的な断絶が生じる可能性がある。IASB は、この論点に留意したうえで、IFRS 第 9 号の要求事項は明確であると結論を下した。したがって、IASB は、この論点に関して追加的な行動を行うつもりはない。

資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）

IASB は 2015 年 10 月 21 日の会議で、資本の特徴を有する金融商品に関するリサーチ・プロジェクトについて議論した。

IASB は、以下についての分析を議論した。

- i. 「自己の資本」に係るデリバティブの会計処理に関連する課題
- ii. IAS 第 32 号「金融商品：表示」ではそれらの課題をどのように扱っているのか

IASB は、「自己の資本」に係るデリバティブの分類に対するアプローチは、資本性金融商品と資本性金融商品以外の金融商品の間での基礎となる交換を反映することと、それを行うことによる運用上の課題との間での妥協が必要となることを認識した。

IASB は、負債と資本の区別に対するアプローチを開発する際に以下のことを行うようにスタッフに指示した。

- i. 「自己の資本」に係るデリバティブの分類についての IAS 第 32 号の現行の要求事項が、2015 年 9 月に識別されたアプローチの基礎となる論拠とどのように適合するのかを検討する。
- ii. 現行の要求事項を改善する余地のある潜在的な領域を識別する。

何も決定事項はなかった。

今後のステップ

IASB は、今後の会議で議論を継続する。

開示に関する取組み（アジェンダ・ペーパー11）

IASB は、2015 年 10 月 21 日の会議で、開示に関する取組みの一部として、IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の修正案と開示原則プロジェクトについて議論した。

アジェンダ・ペーパー11A：開示原則——デュー・プロセス及び書面投票の許可

IASB は、「開示原則」ディスカッション・ペーパー（「DP」）の開発において行ったデュー・プロセスのステップをレビューした。14 名の IASB メンバー全員が、IASB がこれまでに本プロジェクトに関して必要なデュー・プロセスのステップを完了したと納得している旨を確認し、したがって、スタッフに DP の書面投票手続を開始するよう指示した。

IASB は、DP のコメント期間を 150 日とすべきであるとも決定した。14 名の IASB メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成し、4 名が反対した。

アジェンダ・ペーパー11B：IAS 第 7 号の修正——現金に関する阻害要因

IASB は、財務活動から生じる負債の調整表（「調整表」）に関する IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の修正に、現金及び現金同等物に関する開示を含めないことを決定した。IASB は、この結果、調整表は IAS 第 7 号の単独の修正として最終確定されることに留意した。

14 名の IASB メンバーのうち 8 名がこの決定に賛成し、6 名が反対した。

IASB は、このプロジェクトにおいて及びアジェンダ協議に対して寄せられるフィードバックを考慮した後に、流動性の開示に関するより幅広い検討の範囲を将来の会議で議論す

ることを決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

アジェンダ・ペーパー11C：IAS 第 7 号の修正—デュー・プロセスのステップ及び書面投票

IASB は、調整表に関する IAS 第 7 号の修正の開発において行ったデュー・プロセスのステップをレビューした。出席した 14 名の IASB メンバー全員が、IASB がこれまでに本プロジェクトに関して必要なデュー・プロセスのステップを完了したと納得している旨を確認し、したがって、スタッフに IAS 第 7 号の最終的な修正の書面投票手続を開始するよう指示した。1 名の IASB メンバーは、IAS 第 7 号の修正の公表に反対する意向を示した。

IASB は、最終的な修正の発効日は、2017 年 1 月 1 日以後開始する事業年度とすべきであると暫定的に決定した。IASB は、その前の事業年度に係る比較情報の修正再表示を企業に要求しないことも暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバーのうち 13 名がこれらの決定に賛成し、1 名が反対した。

保険契約（アジェンダ・ペーパー2）

（意思決定セッション）

IASB は 2015 年 10 月 21 日の会議で、IFRS 第 9 号「金融商品」（IFRS 第 9 号）に従って会計処理される金融資産の分類及び測定に関する新しい保険契約基準の適用開始時の移行上の救済、有配当契約の会計処理及び開示に関する議論を継続した。

新しい保険契約基準への移行時の金融資産の分類及び測定（アジェンダ・ペーパー2A）

移行上の救済

IASB は、企業が新しい保険契約基準を最初に適用する時に、次のようにすることを暫定的に決定した。

- a. 企業は、IFRS 第 9 号に従って会計処理される金融資産の管理に関する事業モデルを新たに評価することが認められるが、要求はされない。
- b. 金融資産の管理に関する事業モデルのそうした評価は、IFRS 第 4 号「保険契約」（IFRS 第 4 号）の適用範囲に含まれるか又は新しい保険契約基準の適用範囲に含まれる契約に関するものとして企業が指定する金融資産のみに適用することになる。
- c. 企業が、金融資産の管理に関する事業モデルを新たに評価するか、あるいは、金融資産に対して公正価値オプション（FV0）又は資本性金融商品への投資に関するその他の包括利益（OCI）表示選択を指定するか又は指定を取り消す場合（併せて「移行上の救済」）には、当該企業は、それらの移行上の救済を、新しい保険契約基準の適用開始日（すなわち、表示する最終期間の期首）に存在する事実及び状況に基づいて適用す

べきである。

- d. 企業は、移行上の救済から生じる分類を遡及的に（すなわち、金融商品が常にそのように分類されていたかのように）適用すべきであり、それらの移行上の救済の適用から生じる金融資産の分類及び測定の変更の累積的影響は、利益剰余金又は OCI 累計額の期首残高に認識すべきである。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

開示要求

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- a. 企業が金融資産の管理に関する事業モデルの評価について移行上の救済を適用する場合には、企業は、当該移行上の救済を適用している金融資産の指定についての方針を開示すべきである。
- b. 新しい保険契約基準の移行上の救済のいずれかを適用する結果として金融資産の分類及び測定が変更される場合には、企業は、次の内容を、それらの金融資産についてクラス別に開示すべきである。
 - i. 新しい保険契約基準の適用開始直前の測定区分及び帳簿価額
 - ii. 新しい保険契約基準における経過措置を適用した結果として決定された新しい測定区分及び帳簿価額
 - iii. 過去に FV0 により指定したがその指定がなくなった金融資産の財政状態計算書上の金額（企業が指定の取消しを要求されたものと、企業が指定の取消しを選択したものを区別）
 - iv. 新しい保険契約基準の適用を開始する結果として分類が変更された金融資産に対して企業が当該基準の経過措置をどのように適用したのかを財務諸表利用者が理解できるようにする定性的情報。これには次のものが含まれる。
 - 1. FV0 による金融資産の指定又は指定の取消しの理由
 - 2. 事業モデルの新たな評価においてなぜ企業が異なる結論に至ったのかについての説明

出席した 13 名の IASB メンバーがこの決定に賛成し、1 名が反対した。

新しい保険契約基準の適用開始時の比較情報の修正再表示（アジェンダ・ペーパー2B）

IASB は、新しい保険契約基準の適用開始時に、保険契約に関する比較情報の修正再表示をすべての企業に要求するという 2013 年公開草案「保険契約」（「2013 年 ED」）における提案を確認することを暫定的に決定した。出席した 13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。1 名の IASB メンバーは欠席した。

IASB は、新しい保険契約基準の適用開始時に、これまで IFRS 第 9 号を適用していて、金

融資産の分類及び測定についての移行上の救済のどれかを適用することを選択する企業が、事後的判断なしに行うことが可能である場合にのみ、それらの金融資産に関する比較情報を修正再表示することを認める（しかし、要求はされない）ことを暫定的に決定した。14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

新しい保険契約基準はミラーリング・アプローチを維持すべきか（アジェンダ・ペーパー 2C）

ミラーリング・アプローチ

IASB は、2013 年 ED の第 33 項から第 34 項で提案したミラーリング・アプローチを許容も要求もすべきでないとして暫定的に決定した。14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

保険契約に関する表示及び開示（アジェンダ・ペーパー 2D）

財務諸表における表示

IASB は、保険契約に関する表示項目の財務諸表における表示に関する 2013 年 ED の提案を確認することを暫定的に決定した。出席した 13 名の IASB メンバーがこの決定に賛成し、1 名が反対した。

開 示

IASB は、2013 年 ED の第 69 項から第 95 項で提案した開示を、以下の変更を行った上で、確認することを暫定的に決定した。

- a. 変動手数料アプローチを用いて契約を測定し、保険契約に組み込まれた保証の公正価値の変動を純損益に認識することを選択する企業は、当該報告期間の純損益に認識した保証の価値を開示すべきであるという要求事項を追加する。
- b. 投資の金利費用を純損益に表示する金額と OCI に表示する金額とに分解することを選択する企業は、純損益に表示する原価情報を計算するために企業が使用している方法についての説明を開示すべきであるという要求事項を追加する。
- c. 投資の金利費用を純損益に表示する金額と OCI に表示する金額とに分解することを選択し、移行時に単純化したアプローチ（保険契約についての OCI 累計残高がゼロになる）を使用する企業は、新しい保険契約基準の適用範囲に含まれる契約に関する金融資産のうち IFRS 第 9 号の 4.1.2A 項に従ってその他の包括利益を通じた公正価値(FVOCI)で測定されるものに係る OCI 累計残高の期首残高から期末残高への調整表を開示すべきであるという要求事項を追加する。調整表は、移行日及びその後の各報告期間において提供すべきである。企業は、適用開始日において、金融資産（FVOCI の測定区分に分類されるもの）を新しい保険契約基準の適用範囲に含まれる契約に関するものとして指定することになる。
- d. 企業が次のことを開示すべきであるという要求を追加する。
 - i. 契約上のサービス・マージンを調整する履行キャッシュ・フローの変動

- ii. 企業が残存する契約上のサービス・マージンをいつ純損益に認識すると見込んでいるのかの説明（適切な期間帯を使用した定量的ベースによるか又は定性的情報を使用する）
 - iii. 移行時に単純化したアプローチを使用して算定された財務諸表上の金額（移行時とその後の期間の両方において）
 - iv. 企業が使用した実務上の便法
- e. 企業が次のことを開示すべきであるとしていた要求事項案を削除する。
- i. 当期に純損益に認識した収益から当期に受け取った保険料への調整表（2013 年 ED の第 79 項）
 - ii. 包括利益合計額に含まれている金利費用合計額の分析（最低限、以下に分解）
 - 1. 当期の純損益に報告した、保険契約の当初認識時に適用した割引率での金利発生計上
 - 2. 当期のその他の包括利益の変動（2014 年 3 月の暫定決定）

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

今後のステップ

IASB は、保険契約に関する議論を今後の会義で継続する。

IFRS 第 9 号と新しい保険契約基準の発効日の相違（アジェンダ・ペーパー14）

（意思決定セッション）

IASB は、2015 年 10 月 21 日の会議で、公表予定の IFRS 第 4 号「保険契約」の修正の公開草案に関する議論を継続した。公開草案は、IFRS 第 9 号「金融商品」と新しい保険契約基準の発効日の相違により生じる可能性のある会計上の影響に対処することを意図したものである。

コメントレター期間（アジェンダ・ペーパー14A）

IASB は、IFRS 第 4 号を修正するために公表予定の公開草案に 60 日のコメント期間を設けるべきであると暫定的に決定した。

出席した 13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。1 名の IASB メンバーは欠席した。

IFRS の初度適用企業についての延期アプローチ及び上書きアプローチの適用（アジェンダ・ペーパー14B）

IASB は、IFRS の初度適用企業が延期アプローチ及び上書きアプローチを適用することを

禁止すべきであると暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

IASB は、IFRS 第 4 号の修正の公開草案を 2015 年 12 月に公表予定である。

【10 月 22 日（木）】

IFRS 適用上の論点（アジェンダ・ペーパー12）

IFRIC アップデート（アジェンダ・ペーパー12）

IASB は、2015 年 9 月の IFRS 解釈指針委員会（「解釈指針委員会」）の会議からのアップデートを受け取った。この会議の詳細は IFRIC Update で公表されている。

年次改善——IAS 第 23 号「借入コスト」——完成した適格資産に係る借入コスト（アジェンダ・ペーパー12A）

IASB は、適格資産に適用される一般借入に係る資本化率の計算を明確化するために IAS 第 23 号「借入コスト」を修正するという解釈指針委員会からの提案を議論した。具体的には、IASB は、適格資産の建設が完了した時点で特定の借入を一般借入のプールへ振り替えるべきなのかどうかを検討した。

IASB は、こうした特定の借入は一般借入のプールに含めるべきであり、この処理を要求するため IAS 第 23 号の修正を行うべきであるという解釈指針委員会の結論に同意した。

IASB は、次のことも決定した。

- a. この修正を次回の年次改善のサイクル（2015—2017年）に含めるべきである。
- b. 修正案は将来に向かって適用し、早期適用を認めるべきである。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

今後のステップ

この修正は公開草案「IFRS の年次改善 2015—2017 年サイクル」の中に含まれることになる。

IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」——これまで保有していた持分の再測定（アジェンダ・ペーパー12B から 12E）

IASB は、種々の取引におけるこれまで保有・保持していた持分の再測定に関しての解釈指針委員会による最近の議論についてのアップデートを受けた。

アジェンダ・ペーパー12C：共同支配事業に対する支配の取得

IASB は、事業の定義を満たす共同支配事業に対する支配を企業が獲得する場合には、これまで保有していた持分を再測定すべきである旨を明確化するために IFRS 第 3 号「企業結合」を修正するという解釈指針委員会からの提案を議論した。

IASB は、次のような解釈指針委員会の結論に同意した。

- a. この取引は重大な経済的事象を表している。
- b. 再測定はIFRS第3号の要求事項と整合的である。
- c. この結論を反映するようにIFRS第3号の第41項から第42項の文言を明確化すべきである。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

アジェンダ・ペーパー12D：「持分変動」取引で、共同支配を獲得することとなるもの

IASB は、これまで共同支配事業に対する当事者であった企業が、事業の定義を満たす共同支配事業に対する共同支配を獲得する場合には、これまで保有していた持分を再測定すべきでない旨を明確化するために IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」を修正するという解釈指針委員会からの提案を議論した。

IASB は、次のような解釈指針委員会の結論に同意した。

- a. この取引は重大な経済的事象を表すものではない。
- b. これまで保有していた持分を再測定しないことはIFRS第11号の要求事項と整合的である。
- c. この結論を反映するようにIFRS第11号の文言を明確化すべきである。

14名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

アジェンダ・ペーパー12E：支配の喪失

IASB は、下記の取引においてこれまで保有していた持分を再測定すべきかどうかに関する議論を解釈指針委員会が継続すべきか延期すべきかに関しての指示を求めた解釈指針委員会からの要請を議論した。

- a. 企業は資産グループに対する支配を喪失することになる。しかし、
- b. 共同支配事業に対する持分を、共同支配事業者又は共同支配事業の当事者のいずれかとして保持する。

解釈指針委員会は、こうした取引は、IASB が持分法会計に関するリサーチ・プロジェクトの一部としてレビューしている共同支配企業又は関連会社への資産の売却又は拠出との類似性があることに留意した。

IASB は、何も決定を求められなかった。

今後のステップ

IASB は、IFRS 第 3 号及び IFRS 第 11 号の狭い範囲の修正案に関する経過措置と、行ったデュー・プロセスを将来の会議で検討する。IASB は、この修正案を、事業の定義プロジェクトに関する修正案と一緒に公開するつもりである。

アジェンダ・ペーパー12E に関して IASB から受け取るフィードバックは、将来の会議で解釈指針委員会に示される。

のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18）

IASB は 2015 年 10 月 22 日の会議で、のれん及び減損プロジェクトについて議論した。これは、IFRS 第 3 号「企業結合」の IASB の適用後レビュー（PIR）からの発見事項の一部に対応するものである。特に、IASB は次の 2 つのトピックを議論した。

- のれんの事後の会計処理（減損のみアプローチと償却及び減損アプローチの優劣を含む）
- IAS 第 36 号の減損テストの改善

IASB はスタッフに、IASB の将来の議論に情報を与えるため、のれん及び減損に関して投資者がどのような情報を受け取ることを望んでいるのかをより適切に理解するため追加的な作業を行うように依頼した。

何も決定は行われなかった。

今後のステップ

IASB は、投資者の視点に関して要請した追加的な情報を検討した後に、これらのトピックに関する議論を継続する。IASB は、のれん及び減損プロジェクトの第 3 のトピック（無形資産の識別及び測定に関するもの）を今後の会議で議論する。

事業の定義（アジェンダ・ペーパー13）

IASB は 2015 年 10 月 22 日の会議で、事業の定義及び関連する適用指針を明確化する方法についての財務会計基準審議会（FASB）の提案の分析を議論するとともに、同じ提案を IFRS 第 3 号「企業結合」について行うべきかどうかを検討した。IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- 事業と考えられるためには、取得した活動及び資産の組合せ（組合せ）が、最低限、アウトプットを創出する能力と一緒に貢献するインプット及び実質的なプロセスを含んでいなければならない旨を明確化する。
- 市場参加者が、欠けている要素を置き替えて、引き続きアウトプットを産出することができる場合には、組合せは事業であるという要求事項を削除する。

- 取得した総資産の公正価値のほぼすべてが、単一の識別可能資産又は類似の識別可能資産のグループに集中している組合せを、事業とは考えない。
- アウトプットの定義を改訂して、顧客に提供される財及びサービスに焦点を当てるようにする。
- 設例を追加して、何が事業と考えられるのかを作成者が解釈する助けとなるようにする。
- 企業は、IFRS 第 3 号の修正案を将来に向かって適用することが要求される。

出席した 13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

今後のステップ

2015 年 12 月の会議で、IASB は、「事業の定義」の公開草案を公表する前にこれまでにを行ったデュー・プロセスのステップをレビューする予定である。

以 上

付録 スケジュール

10 月 20 日（火）

時間	アジェンダ項目
15:00-16:30	リース（アジェンダ・ペーパー3）
16:30-16:45	休憩
16:45-17:45	排出物価格設定メカニズム[教育セッション]（アジェンダ・ペーパー6）

10 月 21 日（水）

時間	アジェンダ項目
09:00-9:30	減損に関する移行グループについてのアップデート（アジェンダ・ペーパー20）
9:30-11:00	資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）
11:00-11:15	休憩
11:15-13:00	開示に関する取組み（アジェンダ・ペーパー11）
13:00-14:00	昼食
14:00-16:00	保険契約（アジェンダ・ペーパー2）
16:00-17:00	IFRS 第 9 号と新しい保険契約基準の発効日の相違（アジェンダ・ペーパー14）

10 月 22 日（木）

時間	アジェンダ項目
09:00-10:15	IFRS 適用上の論点（アジェンダ・ペーパー12）
10:15-10:30	休憩
10:30-12:00	のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18）
12:00-13:00	昼食
13:00-14:30	事業の定義（アジェンダ・ペーパー13）

以 上